

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌日)

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例  
特別職の職員に給与に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県税条例の一部を改正する条例  
鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例をここに公布する。

昭和四十四年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第四十二号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十二号)の全部を改正する。

### (目的)

第一条 この条例は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)第九十一条第一項の規定により徴収する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条の分担金の徴収に關し必要な事項を定めることを目的とする。

### (分担金の徴収)

第二条 県は、県営土地改良事業を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によつて利益を受ける者が当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するものから分担金を徴収する。

2 前項の場合において、同項に規定する者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する分担金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

### (分担金の額)

第三条 前条第一項の規定により徴収する各年度の分担金の総額は、当該年度における当該事業の施行に要する費用のうち当該事業につき国から交付を受ける補助金の額を除いた額の二分の一に相当する額の範囲内において規則で定める。

2 前条第一項の規定により徴収する各年度の分担金の額は、当該事業の施行に係る地域内にある土地であつて当該分担金の徴収を受ける者が法第三条に規定する資格を有することとなつたものの面積に応じて前項の分担金の総額を割りふつて得られる額とする。  
(分担金の減免及び徴収猶予)

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第二条第一項の規定により徴収する各年度の分担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(分担金の特例)

- 第五条 県は、規則で定める県営土地改良事業の施行については、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地につき法第三条に規定する資格を有するものから、第二条第一項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該事業の施行に要した費用から同条同項の規定により徴収した分担金の総額を差し引いた額をその者が法第三条に規定する資格を有することとなつた当該地域内の土地の面積に割りふつて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部が当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して八年を経過しない間に農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額(農地が農地以外に転用されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額)の金銭を納付させる旨の条件を付した分担金を徴収する。
- 2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該事業に係る第二条第一項の規定による分担金の徴収に係る決定通知を行なう際にあわせて前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。
- 3 知事は、転用に係る土地の面積が規則で定める面積をこえない場合そ

の他知事が特に納付の必要がないと認めるときは、第一項の分担金を免除することができる。

- 4 第一項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。  
(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「知事及び」を「知事、副知事及び」に改める。

別表中

知 事 給 料 " 二五〇、〇〇〇円

副 知 事

事	給 料	" 二五〇、〇〇〇円
事	"	" 一八〇、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第四十四号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

第五十五条第三項を削る。

第六十八条の八及び第六十八条の九の見出し中「防災建築街区造成組合」を「市街地再開発組合」に改める。

第六十八条の十二の見出し中「申告」を「申請」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする農地及び採草放牧地(以下この条において「農地等」という。)の取得について、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日(当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限)までに、同項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

第六十八条の十二第二項第四号中「につき租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十九条の十六第六項の規定により計算した

金額の基礎となつた農地等」を削り、同条第三項中「申告書」を「申請書」に改める。

第八十二条第一項中「前条第二項の規定によつて特別徴収義務者として指定された者は知事が指定する期日までに」を削る。

第一百十条第一号中「〇一リットルをこえ、一・五リットル以下のもの年額七千円」を「〇一リットルをこえ、一・五リットル以下のもの及び一の作動室の容積が〇・四九一リットルのもの二個を有するロータリー・エンジンを備えたもの年額八千円」を「〇一・五リットルをこえるもの及び一の作動室の容積が〇・六五五リットルのもの二個を有するロータリー・エンジンを備えたもの年額八千円」に改め、同条同号中「(ロータリー・エンジン付きのものを除く。)」を削り、同条同号中「〇一リットルをこえ、一・五リットル以下のもの及びロータリー・エンジン付きのもの年額二万一千円」を「〇一リットルをこえ、一・五リットル以下のもの及び一の作動室の容積が〇・四九一リットルのもの二個を有するロータリー・エンジンを備えたもの年額二万一千円」に、「〇一・五リットルをこえるもの年額二万四千円」を「〇一・五リットルをこえるもの及び一の作動室の容積が〇・六五五リットルのもの二個を有するロータリー・エンジンを備えたもの年額二万四千円」に改める。

第一百十六条各号列記以外の部分中「第三号から第五号」を「第四号から第六号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が消防業務又は救急業務に専用する自動車

第一百十六条中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下

げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所がへき地巡回診療のために専用する自動車

第三百三十五条の四各号列記以外の部分中「第二号」を「第三号」に改め、同条第一号中「又は採血業務の用に供する自動車」を「採血業務又はへき地巡回診療に専用する自動車」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療に専用する自動車  
附則に次の六項を加える。

(長期譲渡所得に係る県民税の特例)

24 昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条の二、第三十三条及び第三十三条の二の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十三条第四項若しくは第三十七条第五項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額)を控除した金額(第二十六項第一号の規定により適用される第三十二条の三の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に相当する課税長期譲渡所得金額に対し、百分の二(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分について

は百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。)の税率を適用して県民税の所得割を課する。

25 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、法附則第三十四条第三項第二号の規定により適用される所得税法第六十九条の規定の適用がある場合又は法附則第三十四条第三項第三号の規定により適用される法第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後の金額とする。

26 第二十四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十二条の三の規定の適用については、この規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第二十四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

二 第三十三条の三の規定の適用については、この規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第二十四項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る県民税の特例)

27 昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条の二、第三十三条及び第三十三条の二の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

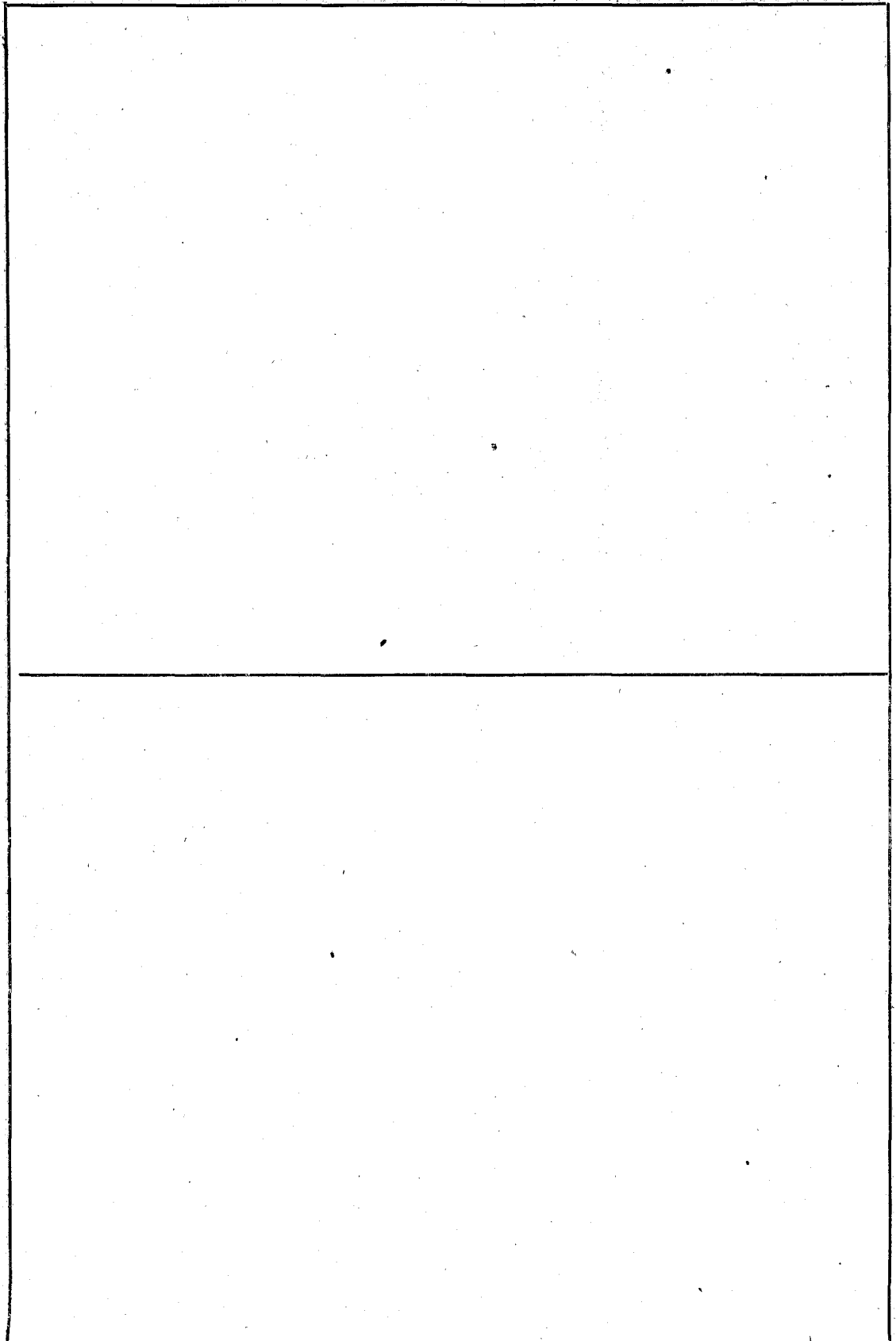
一 短期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第二十九項において準用する前項第一号の規定により適用される第三十二条の三の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「課税短期譲渡所得金額」という。)の百分の四に相当する金額

二 課税短期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額として施行令附則第十八条第一項の規定により計算した金額の百分の百十に相当する金額

28 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、法附則第三十五条第三項において準用する法附則第三十四条第三項第二号の規定により適用される所得税法第六十九条の規定の適用がある場合又は法附則第三十四条第三項第三号の規定により適用される法第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後の金額とする。

29 第二十六項の規定は、第二十七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十六項中「附則第二十四項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第二十七項に規定する短期譲渡

所得の金額」と、「附則第二十四項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは「附則第二十七項の規定による県民税の所得割の額」と読み替えるものとする。



領 収 証 書 ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
(納付者)				
殿				
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	期
登録 番号	鳥 号	納税貯蓄 組合番号	口座振 替区分	
税 額	百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しました。				
指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印				

領収済通知書 ㊦

整理番号				
県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
(納付者)				
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	期
登録 番号	鳥 号	納税貯蓄 組合番号	口座振 替区分	
税 額	百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しましたので通知します。				
取りまと め指定金 融機関名 又は取り まとめ郵 便局名		指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印		

収納せん孔原票  
(電子計算機用)

整理番号												
3	4	5	6	7								
県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所								
(納付者)												
9	10	年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	11	期					
登録 番号	鳥	12	13	14	15	16	17	納税貯蓄 組合番号	口座振 替区分			
税 額								18	19	20	21	22
延 滞 金								23	24	25	26	
計												
納 期 限	年 月 日											
収入年月日						払込(充当)年月日						
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
収入区分	収納機関	延滞金払込年月日										
コード	39	コード	40	41	42	43	44	45	46			
収入区分コード						収納機関コード						
納 期 内 納 付	1	指定金融機関等	1									
督促状発付前納付	2	振	替	2								
督促状発付後納付	3											
差押後 任意納付	4											
換価処分	5											
充 当	6											

納 付 書 ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
(納付者)				
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	期
登録 番号	鳥 号	納税貯蓄 組合番号	口座振 替区分	
税 額	百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
払い込むべき場所				
銀行 店又は近くの 銀行 店				
若しくは郵便局				
日	計			
口	千 百 十 万 千 百 十 円			
				受付(領収)日付印

第一号様式その三を次のように改める。  
第一号様式その三

取付金

(表 面)

第三号様式その四を次のように改める。

県 税

自動車税納税通知書

(納付者)

殿

年 度	登 録 番 号	税 率	税 額
	鳥 号		
連 帯 納 税 義 務 者		納 税 貯 蓄 組 合 番 号	口 座 振 替 区 分
期 別	納 期 限	税 額	
第 1 期	年 月 日	百	十 万 千 百 十 円
第 2 期	年 月 日		
納 付 場 所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局		

上記のとおり納めてください。

- この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第109条の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。なお、所有権留保付売買の対象となつた自動車については、買主も売主とともに納税義務があります。
- 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印



(裏 面)

お 知 ら せ

- 1 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて（4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が9月30日又は3月31日にあつたものとみなして）自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。
- 4 「連帯納税義務者」欄の数字は、自動車の所有権を留保している次の所有者を表わしています。

番 号	所 有 者	番 号	所 有 者

(表 面)

第三号様式その五を次のように改める。

県 税		自 動 車 税 納 税 通 知 書			
(納付者)					
殿					
年 度	登 録 番 号	税 率	税 額		
	鳥 号				
連 帯 納 税 義 務 者		納 税 貯 蓄 組 合 番 号		口 座 振 替 区 分	
期 別	納 期 限		税 額		
随 時	年	月	日	百	十 万 千 百 十 円
第 2 期	年	月	日		
納 付 場 所	銀行		店又は近くの		
	銀行		店若しくは郵便局		

上記のとおり納めてください。

- この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第109条及び第113条の4の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。なお、所有権留保付売買の対象となつた自動車については、買主も、売主とともに納税義務があります。
- 税額のうち、随時分については、鳥取県税条例第24条第2項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。
- 税額のうち、第2期分については、その納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 団

備考 この自動車税納税通知書は、鳥取県税条例第113条の4の規定により自動車税を徴収する場合に使用すること。

(裏 面)

第十五号の二様式を削る。

## お 知 ら せ

- 1 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて（4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が9月30日又は3月31日にあつたものとみなして）自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。
- 4 「連帯納税義務者」欄の数字は、自動車の所有権を留保している次の所有者を表わしています。

番 号	所 有 者	番 号	所 有 者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(昭和四十四年分の長期譲渡所得等に係る県民税の課税の特例に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)附則第二十四項から第二十九項までの規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十五号)附則第八条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十一条又は第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用がある年の翌年度分の個人の県民税についても、適用する。この場合において、新条例附則第二十四項又は第二十七項中「昭和四十六年度から」とあるのは「昭和四十五年度から」と、「昭和四十六年度分」とあるのは「昭和四十五年度分、昭和四十六年度分」とする。

(自動車税の課税免除に関する規定の適用)

3 新条例第一百六条第三号の規定は、施行日以後に取得する自動車に対する自動車税について適用し、同日前に取得した自動車に対する自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税の課税免除に関する規定の適用)

4 新条例第一百三十五条の四第一号及び第二号の規定は、施行日以後の自動車の取得に対する自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税の納税通知書及び納付書に関する規定の適用)

5 新条例第一号様式その三、第三号様式その四及び第三号様式その五は、

昭和四十五年度分の自動車税から適用し、昭和四十四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中 「鳥取県立養良農業高等学校」 西伯郡淀江町 「削り、

鳥取県立米子南高等学校	米子市	鳥取県立米子南
鳥取県立米子工業高等学校	米子市	鳥取県立米子工
		鳥取県立西部農

商業高等学校	米子市
業高等学校	米子市
業高等学校	西伯郡淀江町

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。